堺市監査委員公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 30 日

堺市監査委員　伊豆丸　精　二
同　大　林　健　二
同　原　繭　子
同　澤　由　美

監査結果報告

第１　監査の種類
公の施設の指定管理者監査

第２　監査の対象
堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家

第３　監査の対象期間
令和６年度（令和６年４月１日～令和７年３月31日）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

第４　監査の実施期間
令和７年11月１日～令和８年３月30日

第５　施設の概要
＜所管部局＞
子ども青少年局　子ども青少年育成部　子ども育成課

＜指定管理者＞
日本環境マネジメント株式会社

＜指定の期間及び指定管理に係る経費＞
令和６年４月１日から令和11年３月31日まで
令和６年度の委託料　9,901万7,522円

＜施設名及びその主な内容＞
○名　　称　　堺市立青少年センター
所 在 地　　堺区柳之町西１丁
設置年月　　昭和37年９月（昭和50年４月に現在地に移転）
設置目的　　青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。
施設規模　　本館　鉄筋コンクリート造、地上４階建て、1,626.05㎡
体育室兼大集会室　鉄筋コンクリート造、222.84㎡　等
施設内容　　第1～3集会室、第1～4研修室、プレイルーム、クラフトルーム、茶華道室、視聴覚室、第１・２音楽室、ホール等

○名　　称　　堺市立青少年の家
所 在 地　　南区片蔵
設置年月　　昭和 61 年 6 月
設置目的　　青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。
施設規模　　本館　鉄筋コンクリート造、地上 4 階建て、2,334.64 ㎡
体育室　鉄骨造、504.00 ㎡
グラウンド　4,511.00 ㎡　等
施設内容　　プレイホール、活動室、第 1～3 研修室、工芸室、美術室、茶華道室、第 1～3 音楽室等

第６　事業状況

＜利用状況＞　令和 6 年度

(堺市立青少年センター)

		稼働率（%）	利用者数（人）
1 階	プレイルーム	78.2	9,148
	第 1 集会室	55.2	5,061
2 階	クラフトルーム	45.0	3,686
3 階	第 1 研修室	20.7	1,062
	第 2 研修室	23.3	1,342
	第 3 研修室	21.8	1,154
	茶華道室	16.7	1,873
	第 2 集会室	－	－
	第 3 集会室	43.6	7,476
4 階	視聴覚室	31.2	2,368
	第 1 音楽室	32.5	2,025
	第 2 音楽室	43.0	1,611
	ホール	62.9	9,663
	第 4 研修室	48.3	1,038
合計		40.2	47,507

※第 2 集会室は、年間を通じてさかい場 Café として使用

（堺市立青少年の家）

		稼働率（%）	利用者数（人）
屋外	グラウンド	28.2	9,990
	体育室	70.3	20,540
	自炊場	10.2	1,193
2階	活動室	39.4	3,183
	第3研修室	26.2	1,409
3階	第1研修室	33.6	2,085
	第2研修室	24.5	3,828
	工芸室	14.2	1,106
	美術室	30.8	2,834
	茶華道室	22.4	1,388
4階	第1音楽室	38.8	2,513
	第2音楽室	60.0	1,503
	第3音楽室	60.3	1,291
	プレイホール	37.1	6,630
合計		38.5	59,493

＜収支状況＞　令和6年度

（単位：円）

	堺市立 青少年センター	堺市立 青少年の家
収　　入	54,133,434	59,916,439
指定管理料	47,679,867	51,337,655
利用料金	5,247,630	8,503,830
その他	1,205,937	74,954
支　　出	47,342,503	53,938,212
人件費	32,212,247	34,567,433
光熱水費	5,015,423	6,827,688
委託料	3,252,617	4,862,320
その他	6,862,216	7,680,771
収支差額	6,790,931	5,978,227

（指定管理者提出資料から抜粋し一部加工）

第７　監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

１　指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

２　協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

３　事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされており、収支の内訳について正確に報告する必要があるが、以下の誤りがあった。

ア　青少年センターの収支決算書において、経理処理を誤ったため、備品購入費及び消耗品費において計上誤りがあった。

イ　青少年センター及び青少年の家の収支決算書において、委託料の支出額を業務ごとに記載しているが、集計誤りなどにより誤った金額を記載しているものがあった。

(2) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に職員研修の実施状況等を記載することとされている。

しかし、事業報告書に記載された研修の実施状況について、実施日及び参加者に記載誤りや記載漏れが多数あり、正確な報告が行われていなかった。

4　管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 指定管理者は、本施設において業務の実施に供するために任意で購入した価格2万円以上の備品を帳簿により管理することとしている。

しかし、当該備品に係る帳簿において、個数や取得金額を誤っているものがあった。

5　利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6　経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。